

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称
人にも環境にも優しい快適環境のまち・・・南伊勢

2 地域再生計画の作成主体の名称
三重県度会郡南伊勢町

3 地域再生計画の区域
三重県度会郡南伊勢町の全域

4 地域再生計画の目標

南伊勢町は三重県の中南部に位置し、人口 17,741 人（平成 18 年 4 月 1 日現在）、面積 242.95 平方キロメートルを有し、湾曲の多いリアス式海岸をもって五ヶ所湾、贅湾、神前湾、古和浦湾を形づくっており、町域の約 6 割が伊勢志摩国立公園に指定されています。

複雑な入り江をもつ五ヶ所湾、贅湾、神前湾、古和浦湾は自然景観だけでなく魚介類にも恵まれており、真珠養殖をはじめとして多種多様な漁業の営みを行っており海面漁業、海面養殖業の漁獲量は県下第 1 位を誇ります。また、海岸背後の斜面では温暖な気候を生かした柑橘類の栽培も盛んに行われている農林水産業を主体とした町であります。

また、本町の基幹産業である水産業の振興策として、安定した事業収入を確保するため「車海老、アワビ種苗放流事業」や特産物である真珠牡蠣の生産力向上とブランド化を目指し、南伊勢町ブランド開発実行委員会を設立し、販路の開拓や特産物の新規開発にも積極的に取り組んでいるところであります。

しかし、近年生活様式の多様化、農林水産業の生産様式の変貌等、漁村農村を取り巻く状況の変化により、家庭からの生活排水が年々増え続けており各湾の水質汚濁が進行し、赤潮の発生により真珠をはじめとする各種養殖業や沿岸漁業に大きな被害を及ぼしています。

このような背景の中、当町では、生活排水を処理するために平成 10 年度からは浄化槽の個人設置型事業を開始し、平成 13 年度からは町の中心部で特定環境保全公共下水道事業を、漁村地域においては漁業集落排水事業を開始しております。また農村地域においては浄化槽の市町村設置型事業を展開しており、平成 17 年度末汚水処理人口普及率は 45.3%にまで達したものの、依然低迷している状況であります。

この状況を改善するため、本計画により汚水処理施設整備交付金を活用し汚水処理施設を一体的に整備することにより、五ヶ所湾等の水質改

善を促し、低迷する真珠養殖をはじめとする各種水産業の生産性を高めるとともに生活環境の改善を図ることを目指します。また、改善された美しい伊勢志摩の入り江で良質な水産物を生産することにより、体験型集客交流事業である「五ヶ所湾体験ワールド」の事業促進や、本町の農林水産物を活かし、市という場所を通じて生産者と消費者の交流を図る「五ヶ所湾 SUN!3!サンデー!ふれあい市の会」など地域の活性化を推進し「人にも環境にも優しい快適環境のまち・・・南伊勢」の創造を目指します。

(目標 1) 汚水処理人口普及率を 45.3% (平成 17 年度末) から 80.5% (平成 23 年度末) に向上させます。

(目標 2) 五ヶ所湾.鬻湾.神前湾.古和浦湾の水質改善を図ります。
五ヶ所湾等の COD 平均 3.0mg/l (平成 17 年度) から 2.6mg/l (平成 23 年度) に減少させます。

(目標 3) 地元特産物「南伊勢真珠」をブランド化し生産力の向上と地域の活性化を図ります。
真珠生産量を 163,930 匁 (平成 17 年度末) から 180,000 匁 (平成 23 年度末) に増大させます。

(目標 4) 公共用水域の水質を改善し県下第 1 位の漁獲量を維持します。(平成 17 年度漁獲量 40,896.8 トン)

(目標 5) 伊勢志摩の景観向上により観光客数を増加させます。
南伊勢地区観光入込客数を 192,539 人 (平成 17 年度末) から 210,000 人 (平成 23 年度末) に増加させます。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

南伊勢町の中心部で比較的人口の多い地域を特定環境保全公共下水道事業で整備します。また、漁村地区で人家が密集している地域については漁業集落排水事業で、農山村地区で比較的敷地にゆとりのある地域については浄化槽市町村整備推進事業で整備します。その他の各事業の認可区域を除く町全域を個人設置型浄化槽事業で整備することにより、効率的かつ適正な汚水処理を図り地域の生活環境の改善、公共用水域の水質改善を図ります。

また、伊勢志摩の豊かな自然の恵みを生かした特産物のブランド化を進め、地域の活性化を図ることを目指します。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等をしてしています。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面によります。

- ・ 特定環境保全公共下水道・・・平成14年1月に事業認可
- ・ 漁業集落排水(礫浦地区)・・・平成14年3月に事業採択通知
(相賀浦地区を含む。)
- ・ 漁業集落排水(神前浦地区)・・・平成15年3月に事業採択通知

【事業主体】

- ・ いずれも南伊勢町

【施設の種類】

- ・ 特定環境保全公共下水道、漁業集落排水、浄化槽(市町村設置型、個人設置型)

【事業区域】

- ・ 特定環境保全公共下水道 南伊勢町 五ヶ所浦、切原、飯満地区
- ・ 漁業集落排水 南伊勢町 礫浦、相賀浦、神前浦
- ・ 浄化槽(市町村設置型) 旧南島町地区における漁業集落排水事業認可区域を除く地区全地域と旧南勢町地区における神原地区、穂原西地区、迫間浦地区
- ・ 浄化槽(個人設置型) 漁業集落排水事業認可区域、農業集落排水事業区域、特定環境保全公共下水道事業認可区域、市町村整備推進事業認可区域を除く南伊勢町の全域

【事業期間】

- ・ 特定環境保全公共下水道 平成20年度～平成23年度
- ・ 漁業集落排水 平成19年度～平成23年度
- ・ 浄化槽(市町村設置型) 平成19年度～平成23年度
- ・ 浄化槽(個人設置型) 平成19年度～平成23年度

【整備量】

- ・ 特定環境保全公共下水道 ϕ 100mm～300mm
L=12,982m
ポンプ5基

- ・ 漁業集落排水 ϕ 100mm～250mm
L= 7,579m 処理場 2ヶ所
中継施設 1ヶ所、ポンプ 13基
- ・ 浄化槽 170基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通りです。

特定環境保全公共下水道事業 ごかしょうら きりはら はんま 五ヶ所浦・切原・飯満地区で 2,461人
 漁業集落排水事業 さざらうら おおかうら かみさきうら 礪浦地区、相賀浦地区、神前浦地区で 1,418人
 浄化槽（市町村設置型）400人 浄化槽（個人設置型）53人

【事業費】

- | | | |
|-----------------|--------|--------------|
| ・ 特定環境保全公共下水道事業 | 総事業費 | 950,000千円 |
| | （うち交付金 | 475,000千円） |
| ・ 漁業集落排水 | 総事業費 | 2,321,000千円 |
| | （うち交付金 | 1,160,500千円） |
| ・ 浄化槽（市町村設置型） | 総事業費 | 166,850千円 |
| | （うち交付金 | 55,614千円） |
| ・ 浄化槽（個人設置型） | 総事業費 | 7,560千円 |
| | （うち交付金 | 2,520千円） |

5-3 その他の事業

- ・ 車海老、アワビ種苗放流事業
恵まれた自然環境と整備された漁場環境を利用し、安定した事業収入を確保するため、車海老、アワビの種苗を放流し、水産業の振興を図ります。
- ・ 南伊勢町ブランド開発実行委員会
民間募集により南伊勢町ブランド開発実行委員会を設立し、約30名の委員により南伊勢町の特産物である「南伊勢真珠、船越牡蠣」等のブランド化を図るとともに、販路の開拓、特産物の新規開発にも取り組んでおり、これら特産物の販売促進を図ることにより地域の活性化を推進します。
- ・ 五ヶ所湾体験型集客交流事業
活性化対策の一環として、五ヶ所湾体験型集客交流事業（五ヶ所湾体験ワールド）を実施中であり、見る観光から体験する観光への移行を目指します。主な体験観光としては、鯛養殖の餌やり体験、蜂蜜取り体験等を行っており、また、食文化の体験としててこね寿司、ひもの作り体験等を実施しています。現在、修学旅行生を中心に年間1,000人程度の体験客があり、今後とも都市住民との心の交流を通じて町の活性化を図ります。

- ・ 五ヶ所湾 SUN!3! サンデーふれあい市の会

毎月第3日曜に地元生産者が、町の特産物を屋外にて販売します。市の会は、本町の農林水産物を活かし、市という場所を通じて生産者と消費者の交流を図り、新鮮、安全、安心な産物を販売販売することで地域特産物の生産加工業者の育成や消費拡大、高齢者の生きがいづくり、子供たちの生きる力づくり等を推進し、地域の拠点及び観光の拠点として集客交流の充実及び住民の元気づくりを推進します。

6 計画期間

平成19年度～平成23年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を南伊勢町において調査し公表します。また、必要に応じて事業の見直しを図るため、町、関係機関等で組織する「人にも環境にも優しい快適環境のまちづくり再生評価協議会」を設立し、施設の整備状況等について評価、検討を行います。

なお、整備された汚水処理施設については、水質検査、維持管理等が適切に実施されているか調査し、また、放流先公共用水域の水質を計画前と終了後を比較調査し、必要に応じて同協議会から町に対し、適切な措置をとるよう提言します。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし